

○尾道市マリン・ユース・センター設置及び管理条例

平成17年3月2日
条例第54号

(設置)

第1条 青少年の健全育成及び海洋性スポーツレクリエーションの普及並びに海事思想の普及を図るため、尾道市マリン・ユース・センター(以下「センター」という。)を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、尾道市向島町立花字深浦3035番地3とする。

(事業)

第3条 センターは、次の事業を行う。

- (1) センターの施設の管理運営に関する事業
- (2) 海洋性スポーツレクリエーションの振興に関する事業
- (3) その他センターの目的達成のため必要な事業
(平17条例158・旧第4条繰上)

(指定管理者による管理)

第4条 センターの管理は、尾道市公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成16年条例第2号。次条において「指定手続条例」という。)の規定により市が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、同条例第3条第1項の申請がなかったとき又は同条例第4条に規定する審査の結果、指定できるものがなかったときは、この限りでない。

(平17条例158・追加)

(指定管理者が行う管理の基準)

第5条 指定管理者は、この条例及び指定手続条例並びにこれらに基づく規則の規定に従い、センターの管理を行わなければならない。

(平17条例158・全改)

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) センターの利用許可に関する業務
- (2) センターの施設及び附属設備等の維持管理及び修繕(大規模な修繕を除く。)に関する業務
- (3) センターの施設及び附属設備等の清掃業務
- (4) センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの運営に関する業務のうち、市長のみに属する事務を除き、市長が必要と認める業務

(平17条例158・全改)

(指定管理者の指定の期間)

第7条 指定管理者がセンターの管理を行う期間(以下「指定期間」という。)は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年間とする。ただし、期間満了後の再指定を妨げない。

2 指定期間の始期が4月1日以降であるときは、前項の規定にかかわらず、当該日の属する年度の3月31日までを1年間とみなす。

(平17条例158・追加)

(休館日)

第8条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たる場合は、その翌日以後の直近の休日でない日とする。)
- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

(平17条例158・追加)

(利用時間)

第9条 センターの利用時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを延長し、又は短縮することができる。

- (1) 海浜キャンプ場
 - ア キャンプ 午後3時から翌日の午前10時まで
 - イ デイキャンプ 午前10時から午後3時まで
- (2) アリーナ 午前9時から午後9時まで

(3) 舟艇 午前9時から午後5時まで

(平17条例158・追加)

(利用許可)

第10条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、また同様とする。

2 指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に際して条件を付することができる。

(平17条例158・追加)

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を許可しないことができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 施設及び附属設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められるとき。

(平17条例158・追加)

(利用許可の取消し等)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第10条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用者が第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。

(4) 前条各号の規定に該当する事由が発生したとき。

2 前項の規定により利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止を命じた場合において、利用者に損害が生じることがあっても、市及び指定管理者は賠償の責めを負わない。

(平17条例158・追加)

(利用の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

(1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる者

(平17条例158・追加)

(利用料金の納入)

第14条 利用者は、センターの利用許可を受けた際に、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(平17条例158・追加)

(利用料金の収入)

第15条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(平17条例158・追加)

(利用料金の減免)

第16条 指定管理者は、市長が別に定める特別な理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(平17条例158・旧第7条繰下・一部改正)

(利用料金の不還付)

第17条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天候その他不可抗力により利用者の責めに帰することのできない理由により入場又は利用できなかったとき。

(2) 利用前に利用の許可の取消し又は変更の申出をし、指定管理者が相当の理由があると認めるとき。

(平17条例158・旧第8条繰下・一部改正)

(目的外利用、転貸等の禁止)

第18条 利用者は、センターを許可を受けた利用目的以外に利用し、転貸し、又はその利用権を譲渡してはならない。

(平17条例158・追加)

(原状回復の義務)

第19条 利用者は、センターの利用を終わったときは、直ちにこれを原状に回復して返還しなければならない。第12条第1項の規定により利用許可を取り消され、又は利用制限、利用停止を命ぜられたときも、また同様とする。

(平17条例158・追加)

(利用者の損害賠償責任)

第20条 利用者は、故意又は過失によりセンターの施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を市に賠償しなければならない。

(平17条例158・追加)

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が定める。

(平17条例158・旧第11条繰下)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に向島町マリン・ユース・センター管理運営に関する条例(平成6年向島町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成17年9月22日条例第158号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月20日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に行う利用の許可に係る利用料金について適用し、同日前に行う利用の許可に係る利用料金については、なお従前の例による。

別表(第14条関係)

(平17条例158・全改、平31条例80・一部改正)

尾道市マリン・ユース・センター利用料金上限額

1 海浜キャンプ場

区分	利用料金	電気利用料金	ガス利用料金	摘要
キャンプ	3,140円	520円	1コイン 50円	利用料金は、1区画当たりの単価とする。
デイキャンプ	1,050円	210円		

2 アリーナ

区分		使用時間			摘要
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後4時まで	午後6時から 午後9時まで	
団体	小・中学生	630円	630円	700円	10人を超える場合は団体とみなす。 ただし、30人以上は5割増とし(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)、乳幼児は無料とする。 午前9時から午後4時までの間に照明を利用するときは、夜間料金とする。
	高校・大学・一般	1,260円	1,260円	1,410円	
個人	小・中学生	70円	70円	80円	
	高校・大学・一般	130円	130円	150円	

シャワーを利用する場合は、3分間につき100円とする。

3 舟艇

器材名	時間	利用料金		摘要
		小・中学生	高校・大学・一般	
0・Pヨット	1艇2時間	170円	350円	2時間に満たないときは、2時間とする。
カヌー	〃	170円	350円	

2人乗りカヌー	〃	350円	880円
3人乗りカヌー	〃	350円	880円
B&Gカッター	〃	350円	880円
12フィートヨット	〃	350円	880円
ダブルスカル	〃	350円	880円
ローボート	〃	350円	880円
セールボート	〃	350円	880円
420級ディンギー	〃	350円	880円

備考

舟艇については、B&G向島海洋クラブ会員は半額とし(10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)、B&G向島海洋クラブが利用するときは無料とする。